

社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン (SCJ) 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン（以下「本会」という。）、英文では **Save the Children Japan**（略称 **SCJ**）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本会は、前項の他、総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、地球上のあらゆる地域、特に開発途上国において、セーブ・ザ・チルドレン世界連盟と同一の理念にたつて、戦争や武力紛争、貧困、飢饉及び災害等によって教育の機会が失われる子どもを援助するとともに、子どもの生命を守り、その生存と発達を確保し、子どもが等しく尊厳ある人間として生き得るべく、生活条件を改善するための国際協力を通じて、世界の平和、環境、発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、セーブ・ザ・チルドレン世界連盟と共同し、資金集めを行い、次の事業を、世界連盟を通じて、また、本会独自で実施する。

- (1) 幼児教育・保育、学校教育及び職業訓練教育等の実施、これら教育・保育施設の建設及び運営等に関する支援並びに奨学金の給付
- (2) 障害を負う子どもの自立を促進するため、教育、訓練、リハビリテーション教育、家族に対する指導等の実施並びにこれら施設の設立及び運営等に関する支援
- (3) 子どもの成長や福祉のための生活環境として必要な家族のための識字教育並びに衛生、栄養及び育児等に関する指導と支援
- (4) 給水施設の整備等生活環境の改善及び地域経済の自立的発展を推進するための支援
- (5) 医療上の援助及び食料、学用品、その他生活必需品等の援助
- (6) 家庭を失った子どもに対する保護及び援助
- (7) 前各号に掲げる事業を実施するため、内外の民間援助組織との連携、日本人専門家の派遣及び必要な物資・資金の援助、助成
- (8) 前各号の事業に関する情報の収集、調査研究、啓蒙及び広報
- (9) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別)

第5条 この法人の会員は、維持会員、**Save the Children Japan** 会員（以下、**SCJ** 会員という）及び名誉会員とし、維持会員は議決権を保持する民法上の社員とする。

- (1) 維持会員 本会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) **SCJ** 会員 本会の事業を賛助するために入会した個人
- (3) 名誉会員 本会に功労のあった者、又は学識経験者で、総会において推薦された者
(入会)

第6条 維持会員及び **SCJ** 会員として入会しようとする者は、理事会の決議を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込まなければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、理事長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 維持会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 **SCJ** 会員は、総会において別に定める **SCJ** 会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 維持会員又は **SCJ** 会員は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において $\frac{3}{2}$ 以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(役員の種類および定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 2名又は3名

2 理事のうち、理事長を1名、副理事長を2名以下、専務理事を1名とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において維持会員（団体の場合にあつてはその代表者）の中から選任する。

2 理事は互選により、理事長、副理事長、専務理事を選出する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事に異動があつたときは、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を外務大臣に届け出なければならない。

5 監事に異動があつたときは、遅滞なくその旨を外務大臣に届け出なければならない。

(役員職務)

第14条 理事長は、本会を代表し、この法人の事務を総理する。理事長は理事会の運営に責任を持つ。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の常務を総括する。また、経理担当理事として会計責任者となる。

4 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、この法人の事務の執行について決定する。

5 監事は、理事会及び理事長の指揮を受けることなく、次に掲げる業務を行う。

(1) 会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は外務大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げないが、原則として3期を超えないものとする。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期

間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 多数の役員が同時に退任し、本会業務の円滑な進行の継続性が懸念される場合に限って、総会の議決を得て、1 名ないしは少数名の理事に限ってもう 1 期（2 年間）再任を認める場合がある。

（役員解任）

第 16 条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

（役員報酬）

第 17 条 役員は無給とする。

第 4 章 名誉総裁、名誉理事長及び顧問

（名誉総裁）

第 18 条 総会の議決を経て、本会に名誉総裁 1 名を置くことができる。

（名誉理事長）

第 19 条 総会の議決を経て、本会に名誉理事長 1 名を置くことができる。

（顧問）

第 20 条 総会の議決を経て、本会に 10 名までの顧問を置くことができる。

（解任及び報酬）

第 21 条 名誉総裁については、第 17 条（役員報酬）の規定を準用し、名誉理事長及び顧問については、第 16 条（役員解任）及び第 17 条（役員報酬）の規定を準用する。この場合、「役員」とあるのは、「名誉総裁」、「名誉理事長」又は「顧問」と読み替えるものとする。

第 5 章 総 会

（種別）

第 22 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

（構成）

第 23 条 総会は、維持会員をもって構成する。

（権能）

第 24 条 総会は、この定款で別に定める事項のほか、次に掲げる本会の運営に関する重要な事項を議決する。

- (1) 外部監査人の選定
- (2) 第 3 者に対して賠償責任などが生じた場合の本会の責任と対応
(開催)

第 25 条 通常総会は、毎年度 2 回開催する。毎年度最初の総会は、前会計年度最終日の翌日から数えて 3 ヶ月以内に開催するものとする。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 維持会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により監事から招集の請求があり、もしくは監事が招集したとき。

(招集)

第 26 条 総会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項の規定による招集の請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 27 条 総会の議長は、その総会において、出席維持会員の中から選出する。

(定足数)

第 28 条 総会は、維持会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 29 条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した維持会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 30 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない維持会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の維持会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その維持会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 維持会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合

にあつては、その旨を記すること)

- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、署名、捺印をしなければならない。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第 32 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 33 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第 34 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎年度 5 回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事からの招集の請求があり、もしくは監事が招集したとき。

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、その日から 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前に通知しなければならない。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数等)

第 37 条 理事会には、第 28 条から第 31 条の規定を準用する。ただし、これらの条文中に「総会」及び「維持会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替え

るものとする。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第38条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第39条 本会の財産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第40条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第41条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において3分の2以上の議決を経て、外務大臣に届けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3か月以内に外務大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記をし、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第44条 本会が資金の借入を必要とするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において3分の2以上の議決を経て、外務大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第45条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 46 条 この定款は、総会において維持会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、外務大臣の認可を得なければ変更することはできない。

(解散)

第 47 条 本会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び同条第 2 項第 2 号の解散事由の発生によるほか、総会において維持会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、外務大臣の認可を得た場合には、解散する。

(残余財産の処分)

第 48 条 本会が解散のときに有する残余財産は、総会において維持会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経た後、外務大臣の許可を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第 9 章 地区協議会、委員会及び事務局等

(地区協議会)

第 49 条 本会の運営のため、本会に地区協議会を置くことができる。

2 地区協議会の運営に関する事項は、総会の議決を経て理事長がこれを定める。

(委員会)

第 50 条 本会の運営に関する諮問のため、本会に委員会を置くことができる。

2 委員会の名称、運営に関する事項は、総会の議決を経て理事長がこれを定める。

(事務局の設置等)

第 51 条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を経て理事長が任免する。

4 事務局長は、事務局の運営と活動に責任を持ち、事務局長の指揮は理事長が行う。

5 事務局職員の任命及び指揮は、理事長の委任を受けて事務局長が行う。

6 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、規約で定める。

(書類及び帳簿の備え付け等)

第 52 条 本会の事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事及び職員の名簿および履歴書

- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 処務日誌
- (8) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (9) その他必要な帳簿及び書類

(書類及び帳簿の保存期間)

第 53 条 前条の書類及び帳簿等は、次の区分により保存しなければならない。

- (1) 第 1 号から第 5 号まで及び第 8 号のものは永久
- (2) 第 6 号及び第 7 号のものは 10 年
- (3) 第 9 号のものは 7 年

第 10 章 補 則

(委任)

第 54 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 本定款は、本会が法人の許可を受けたときから施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず設立総会の定めるところとし、その任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 9 年 3 月 31 日までとする。
- 3 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところによる。
- 4 本会の設立初年度の会計年度は、第 43 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 8 年 3 月 31 日とする。
- 5 本会の設立により、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの会員は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、設立許可のあった日から本会の会員となる。
- 6 本会の設立により、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの一切の権利及び義務は、本会が承継する。
- 7 本会の平成 16 年度の会計年度は、第 47 条の規定にかかわらず、平成 16 年 4 月 1 日から平成 16 年 12 月 31 日とする。
(平成 7 年 3 月 31 日外務大臣許可、許可第 3 号)

(平成 11 年 9 月 21 日外務大臣認可、認可第 51 号)

(平成 12 年 12 月 21 日外務大臣認可、認可第 49 号)

(平成 15 年 8 月 13 日外務大臣認可、認可第 48 号)

(平成 16 年 5 月 18 日外務大臣認可、認可第 12 号)

(平成 17 年 2 月 7 日外務大臣認可、認可第 4 号)